

6 弥監公表第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、令和 6 年度定期監査結果に係る措置状況を別添のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 13 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行



6 弥会 第 18 号  
令和 7 年 3 月 13 日

弥富市監査委員 様

弥富市長 安藤 正明



令和 6 年度会計課随時監査結果報告における監査委員指摘事項に  
対する改善等措置及び検討状況の結果について (通知)

随時監査結果報告において指摘の付された事項について措置を講じた  
ので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、別紙のとおり通  
知します。

**令和6年度随時監査結果報告における  
監査委員指摘に対する措置状況等報告書**

**監査結果報告における指摘事項**

「各コミュニティ推進協議会」が準公金から除外されていることが明確になるよう、準公金の一覧表を整備されたい。そのうえで職員に対し準公金の団体事務局を明確に示し、私費による立替払いや、現金及び郵便切手の取扱いは公務の範疇ではないことを周知されたい。

**上記の指摘事項に対する措置状況等**

対 象 課		会計課
原因・理由・背景 などの事情説明		調査・検証報告書の準公金の一覧に記載のある「各コミュニティ推進協議会」で取扱うお金が、準公金でないことが、職員に周知されていない。
措置の 状況	いつ (いつまでに)	令和7年3月
	誰が (どこが)	総務部長
	何を (どこを)	「各コミュニティ推進協議会」で取扱うお金が、準公金でないことの職員への周知
	どのように 措置(改善) した(する)	コミュニティ推進協議会で取扱うお金が準公金ではない旨、来年度のコミュニティ担当者への説明会において周知がなされた。 また、コミュニティ推進協議会の事務局には毎年度説明会で周知を行っていくとともに、コミュニティ担当者の所属長へは、会計管理者から周知していく。
情報 の 共有	措置状況に関する課内周知	課員に対しては、令和7年3月17日周知済み。 事務局職員については、令和7年3月7日開催の説明会にて周知済み。 コミュニティ担当者所属長へは3月中に周知していく。